

# 最低賃金のチェック方法は？

ここが  
ポイント!

**日給や週給、月給制などの場合は、対象賃金額を時間額に換算し、適用される最低賃金額と比較します。**

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。（計算方法等についてもっと詳しくお知りになりたい場合は、最寄りの都道府県労働局労働基準部賃金課室または労働基準監督署へおたずねください。）

- [都道府県労働局](#)
- [全国労働基準監督署所在地](#)

※すべての地域別最低賃金と大部分の特定（産業別）最低賃金については、時間額で定められていますが、一部の特定（産業別）最低賃金は、従前どおり、日額と時間額の両方で定められています。日額と時間額の両方が定められている特定（産業別）最低賃金については、日額は日給制の労働者に、時間額は日給制以外の時間給制・月給制などの労働者にそれぞれ適用されます。

## 【最低賃金の計算方法】

### 1. 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

### 2. 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

日給 $\geq$ 最低賃金額（日額）

### 3. 月給の場合

月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

### 4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金

算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時

間数で除した金額 $\geq$ 最低賃金（時間額）

### 5. 上記 1～4 の組み合わせの場合

例えば基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ上の 2、 3 の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部賃金課室又は労働基準監督署におたずねください。

## ケーススタディ

### 月給制で支給される A さんの賃金は？

〇〇県で働く労働者 A さんは、月給で、基本給が月 90,000 円、職務手当が月 25,000 円、通勤手当が月 5,000 円支給されています。また、この他残業や休日出勤があれば時間外手当、休日手当が支給されます。M 月は、時間外手当が 35,000 円支給され、合計が 155,000 円となりました。

なお、A さんの会社は、年間所定労働日数は 250 日、1 日の所定労働時間は 7 時間 30 分で、〇〇県最低賃金は時間額 695 円です。

A さんのこの賃金が最低賃金を上回っているかどうかは次のように調べます。

基本給	90,000 円
職務手当	25,000 円
通勤手当	5,000 円
時間外手当	35,000 円
<hr/>	
合計	155,000 円
年間労働日数	250 日
労働時間/日	7 時間 30 分
〇〇県最低賃金	695 円

(1) A さんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当、時間外手当を除きます。

$$155,000 \text{ 円} - (5,000 \text{ 円} + 35,000 \text{ 円}) = 115,000 \text{ 円}$$

(2) この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

$$115,000 \text{ 円} \div (7.5 \text{ 時間} \times 250 \text{ 日}) \div 12 \text{ か月} = 736 \text{ 円}$$

$$> 695 \text{ 円}$$

となり、最低賃金額以上となります。

**日給制と月給制の組み合わせで支給される B さんの場合**

△△県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり4,600円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。M月は、20日働き、合計が122,000円となりました。なお、Bさんの会社は、1日の所定労働時間は8時間で、△△県最低賃金は時間額730円です。

Bさんのこの賃金が最低賃金を上回っているかどうかは次のように調べます。

**基本給（日給）** 4,600円

**M月の労働日数** 20日

**職務手当** 25,000円

**通勤手当** 5,000円

---

**合計** 122,000円

**年間労働日数** 250日

**労働時間／日** 8時間

**△△県最低賃金** 730円

(1) Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当を除きます。

**30,000円－5,000円＝25,000円**

(2) 基本給（日給制）と手当（月給制）のそれぞれを時間額に換算し、合計すると、

**基本給の時間換算額**  $4,600 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} / \text{日} = 575 / \text{時間}$

**手当の時間換算額**  $25,000 \text{ 円} \div ( (8 \text{ 時間} \times 250 \text{ 日}) \div 12 \text{ 月} ) = 150 \text{ 円} / \text{時間}$

**合計の時間換算額**  $575 \text{ 円} + 150 \text{ 円} = 725 \text{ 円} < 730 \text{ 円}$

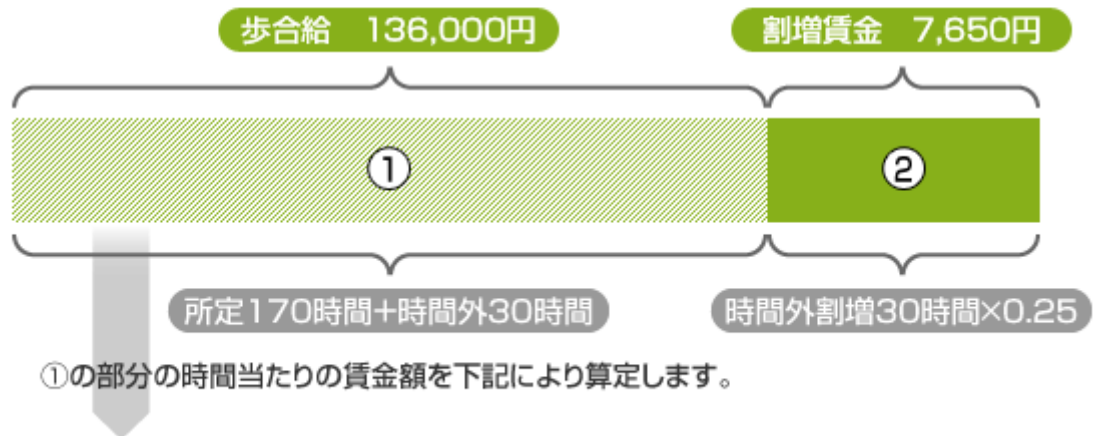
となり、**最低賃金額を下回る**こととなります。

## すべて歩合給（出来高払制）で支給されるCさんの賃金 は？

〇〇県のタクシー会社で働く労働者Cさんは、あるM月の総支給額が143,650円であり、そのうち、歩合給が136,000円、時間外割増賃金が5,100円、深夜割増賃金が2,550円となっていました。なお、Cさんの会社の1年間における1箇月平均所定労働時間は月170時間、M月の時間外労働は30時間、深夜労働が15時間でした。

〇〇県の最低賃金は時間額713円です。

総支給額 …………… 143,650円  
 歩合給 …………… 136,000円  
 時間外割増賃金 …………… 5,100円 (136,000円÷200時間×0.25×30時間)  
 深夜割増賃金 …………… 2,550円 (136,000円÷200時間×0.25×15時間)



Cさんのこの賃金が最低賃金を上回っているかどうかは次のように調べます。

1. 所定労働時間に関係なく、Cさんがその歩合給を得るために働いた月間総労働時間をもとに時間あたりの賃金額を算出します。  
 なお、歩合給とは別に時間外（30時間分）及び深夜（15時間分）の割増賃金の支払（上記図における②に相当する部分）が必要ですが、時間当たりの賃金額の算出にあたっては、これら割増賃金は算入しません。

$$136,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 時間} = 680 \text{ 円}$$

この金額（680円）が換算された時間額に当たります。

2. この時間額を最低賃金額と比較すると、

680 円 < 713 円

となり、**最低賃金額を下回る**こととなります。

※なお、歩合給の中に時間外及び深夜の割増賃金を含めている事業場（図において(1)と(2)を合わせたものが歩合給となっているところ）も一部見受けられるようですが、このような賃金の支払方法は、歩合給相当部分と割増賃金相当部分の区分が不明確であり、割増賃金を計算する上での通常の賃金が明らかでないので、適切とはいえないものです。

したがって、このような賃金の支払方法を採用している事業場においては、まずは、歩合給相当部分と割増賃金相当部分を就業規則等において明らかにし、その上で、上記例に従って計算し、最低賃金額と比較して下さい。

## 固定給と歩合給（出来高払）が併給されるDさんの賃金 は？

△△県のタクシー会社で働く労働者Dさんは、あるM月の総支給額が 149,988 円であり、そのうち、固定給が 85,000 円（ただし、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く。）、歩合給が 42,000 円、固定給に対する時間外割増賃金が 18,750 円、固定給に対する深夜割増賃金が 1,875 円、歩合給に対する時間外割増賃金が 1,575



円、歩合給に対する深夜割増賃金が 788 円となっていました。なお、Cさんの会社の1年間における1箇月平均所定労働時間は月170時間で、M月の時間外労働は30時間、深夜労働が15時間でした。

△△県の最低賃金は時間額 695 円です。

Dさんのこの賃金が最低賃金を上回っているかどうかは次のように調べます。

総支給額	.....	149,988円
固定給 (ただし、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く)	.....	85,000円
歩合給	.....	42,000円
固定給に対する時間外割増賃金	.....	18,750円 (85,000円÷170時間×1.25×30時間)
固定給に対する深夜割増賃金	.....	1,875円 (85,000円÷170時間×0.25×15時間)
歩合給に対する時間外割増賃金	.....	1,575円 (42,000円÷200時間×0.25×30時間)
歩合給に対する深夜割増賃金	.....	788円 (42,000円÷200時間×0.25×15時間)

1. 固定給と歩合給が併給されている場合は、それぞれ時間当たりの賃金額を算出し、これらを合算したものが時間当たりの賃金額となりますので、

固定給部分：  $85,000 \text{ 円} \div 170 \text{ 時間} = 500 \text{ 円}$

歩合給部分：  $42,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 時間} = 210 \text{ 円}$

固定給と歩合給の合算額：710円

2. この時間額を最低賃金額と比較すると、

710 円 > 695 円

となり、**最低賃金額以上**となります。